

事業者から国土交通大臣に送付された評価書のうち川崎市長意見と  
同趣旨の内容が追記された箇所について

○ 大気質、騒音、振動、地下水、地盤沈下等のモニタリングの地点、回数、時期等を掲載した上で、モニタリングを実施し、その結果を公表すべき

(1 (2)、2 (1) 大気質 ウ、(2) 騒音 エ、(4) 地下水及び地盤、(6) 廃棄物等 イ)

→ 大気質、騒音、振動、地下水、地盤沈下等のモニタリングの地点、回数、時期等の考え方を追記し、モニタリング実施後、結果を公表することも追記した。(資料編 環25-1-1~6)

○ 大気質・騒音・振動の「等値線図」を掲載すべき

(2 (1) 大気質 イ、(2) 騒音 イ、(3) 振動 イ)

→ 大気質・騒音・振動の「等値線図」を追記した。

(資料編 環1-4-1~37、環2-7-1~8-5、環3-5-1~6-5)

○ 「時刻別日影図」・「等時間日影図」を掲載すべき (2 (5) 日照阻害)

→ 「時刻別日影図」・「等時間日影図」を追記した。

(資料編 環12-1-1~7)

○ 二次・三次対策型の建設機械を積極的に採用すべき (2 (1) 大気質 ウ)

→ 二次・三次対策型の建設機械をできる限り使用することを追記した。

(本編 8-1-1-43、-44)

○ 市道王禅寺35号の走行を回避するよう、交通管理者等と協議を行い、工事  
で使用する道路を選定すべき (2 (1) 大気質 カ、(2) 騒音 カ、(3) 振動 オ)

→ 市道王禅寺35号については、運行ルートの変更も含め、交通管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めることを追記した。

(本編 8-1-1-72、8-1-2-43、8-1-3-39、  
8-3-10-46、-52)

○ 工事施工ヤードの仮囲いを高くするなどの環境保全措置を講ずるべき

(2 (1) 大気質 キ、(2) 騒音 エ)

→ 住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行った上で仮囲いを設置することを追記した。(本編 8-1-1-98、-99、8-1-2-26、-27)

**○ 日常生活の中で感じる騒音・振動レベルを示し分かりやすく説明すべき**

(2 (2) 騒音 ウ、(3) 振動 ウ)

→ **騒音・振動の大きさの目安のイメージを追記した。**

(資料編 環2-15-1、3-11-1)

**○ 発生土置き場が明らかになった時点で、その位置、規模及び環境保全措置を公表し、選定した環境保全措置を確実に実施すべき。モニタリングを実施し、結果を公表すべき (2 (6) 廃棄物等 イ)**

→ **発生土置き場の候補地が決定次第、調査及び環境検討を実施した上で、必要な環境保全措置、モニタリング等の計画を策定し、適切な時期に公表していくことを追記した。**

(本編 10-2-1~-14、資料編 環23-4-1、25-5)

**○ 工事用道路(片平非常口)の設置工事に当たり、環境保全措置を示した上で、その効果をモニタリングにより確認すべき (2 (7) その他 ウ)**

→ **片平非常口付近の工事用道路の設置工事の実施に当たっては、必要に応じて環境保全措置を実施し、環境影響の低減に努めることを追記した。**

(本編 8-1-1-47、-58 (表の注)、8-1-2-29、-33 (表の注)、8-1-3-27、-30 (表の注)、8-1-1-71、-2-43、-3-39)

**※ 環境保全対応の事務所を市内に設置すべき (1 (4))**

→ 評価書への追記はないが、事業者が、4月23日の記者会見で、事業の進捗を見ながら設置を検討すると説明

**※ 地質・地盤の調査、工事前からの地下水・地盤のモニタリングを実施すべき**

(2 (4) 地下水及び地盤)

→ 評価書への追記はないが、事業者が、4月22日の大深度地下の事業概要書説明会で、地質調査や井戸調査を実施することを説明